

共立女子大学・共立女子短期大学高等教育開発センター規程

(目的)

第1条 共立女子大学・共立女子短期大学全学教育推進機構（以下「機構」という）に、大学院、大学、短期大学における教育及び学修支援に係る質的向上を推進し、教育の質を保証・向上するために必要な業務を実施ならびに研究・開発することを目的とする高等教育開発センター（以下「センター」という）を置く。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) SD・FDの実施に関すること
- (2) 授業支援の実施に関すること
- (3) 学修支援の実施に関すること
- (4) 成績評価に関すること
- (5) 教材活用に関すること
- (6) ICT活用に関すること
- (7) その他機構が必要と認めた業務

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置く。センター長はセンターの業務を統括する。

2 センター長は、学長が機構長と協議の上、候補者を理事長に推薦し、常務理事会の議を経て理事長が任命する。

3 センター長の任期は、学長の在任期間とする。ただし、学長が辞任した場合又は欠けた場合は、後任の学長が就任する日の前日までとする。

(センター員)

第4条 センターにセンター員を置く。

(高等教育開発センター運営会議)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、センター長の下に高等教育開発センター運営会議を置く。（以下、「運営会議」という。）

2 運営会議は、次の者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) 大学事務部長
- (4) 教務課長
- (5) 大学企画課長
- (6) 教育学術推進課長
- (7) 機構長が指名する教員および職員 若干名

3 任期は職制による者以外は1年とする。ただし、再任を妨げない。任期中に退任した場合の後任者の任期はその残任期間とする。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、教育学術推進課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、全学教育推進機構運営会議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

この規程は、2022（令和4）年4月1日より施行する。